

患者さんへのご案内

当院では、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の研修を修了した看護師が、医師とともに予め作成した手順書（指示）により、**一定の診療の補助（特定行為）**を実施しています。

当院では、この看護師を特定看護師と呼んでいます。

【当院で実施している特定行為】

＊抗精神薬の臨時投与に関連する特定行為

＊呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連

＊創傷管理関連

皆様のご理解・ご協力をお願いします。

特定行為に関するご相談、お問合せ先

患者相談窓口（月～金曜 9:00～17:00）



特定看護師はこのバッジをつけています。

福井赤十字病院